

自然災害におけるボランティア支援に関する
協定書

2020年 7月13日

(甲) 滋賀の縁創造実践センター

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

(乙) ライオンズクラブ国際協会 335-C 地区

自然災害におけるボランティア支援に関する協定書

(目的)

第一条 滋賀の縁創造実践センター 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会（以下甲と称する）とライオンズクラブ国際協会 335-C 地区（以下乙と称する）は自然災害が発生した災害被災地（以下被災地という）に於いて参加ボランティアの支援活動が迅速かつ効果的に行われる様に、甲と乙との間に必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第二条 甲は災害時に於いて、次条に掲げる支援を必要としている時は、乙に対し協力を要請するものとし、乙は可能な限り要請に応ずるように連絡、調整を行うものとする。

2、前項の規定による要請は文書により行うものとする。但し、文書で要請するいとまがない時には、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(支援の内容)

第三条 本協定により甲が乙に対して協力を要請する内容は、次の通りとする。

- 1、被災地内外に於ける支援ボランティアの移動に掛かる輸送手段（車輛、バス等）の手配と提供
- 2、被災地災害ボランティアセンター及び被災地外のボランティア活動支援拠点（以下ボランティア支援拠点と言う）の設備、運営及び被災地でのボランティア活動の為の資材不足分の提供
- 3、ボランティア支援拠点に於ける支援ボランティア活動者の為の駐車スペース確保の支援
- 4、乙会員の専門性を生かした物的支援及び人的支援の提供
- 5、ボランティア支援拠点に於けるボランティア活動者への飲料、食料品等の提供
- 6、その他ボランティア活動支援に掛かる事
- 7、前各号に掲げる物の他 特に要請のあった事項への支援

(支援の実施)

第四条 乙は甲から前条により支援の協力要請を受けた時は、可能な範囲内において支援を実施するものとする。但し、甲から乙に通信の途絶

等の理由で要請が遅れた場合、乙は甲の要請を待たないで、被災地の災害ボランティアセンターの状況に応じ自主的に可能な範囲に於いての支援を実施することが出来るものとする。

(支援の表示)

第五条 甲は第二条に掲げる支援を受けて事業及び活動を行うに当っては当該事業及び活動等につき、乙の支援による物であるとの表示処置を講じるものとする。

(経費の負担)

第六条 第三条に規定する支援の実施に要した費用は当然支援を実施した乙又は乙の各地区、クラブが負担するものとする。

(災害の補償)

第七条 この協定に基づき実施した支援活動に伴って乙の会員及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任に於いて補償する。

(情報の交換)

第八条 甲は、災害発生時には被災地に設置される災害ボランティアセンターの設備等に関する情報の内、甲乙の連携に必要な情報を乙に提供するものとする。

2、甲並びに乙は、この協定が円滑に運用される様 平素から必要に応じて情報の交換をお互いに行うものとする。

(連絡の窓口)

第九条 甲と乙は、あらかじめ本協定に関する担当者を定め、毎年7月末日迄に取り交わすものとする。

(有効期間)

第十条 この協定は協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。尚、期間満了の1ヶ月前迄に甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示が無い場合はこの協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第十一条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、

甲と乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定書の締結を証する為 本書二通作成し、甲乙両者署名押印の上
各一通を保有する。

2020年 7月13日

(甲) 滋賀の縁創造実践センター

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

会 長 渡 邊 光 春



(乙) ライオンズクラブ国際協会335-C地区

2020～2021年度

地区ガバナー 松 岡 勲

